

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	民生委員推薦会費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	民生委員推薦会費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	民生委員法、民生委員法施行令 地方自治法	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都民生委員・児童委員選任要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	地方自治法第202条の3に基づく附属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。				
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成22年10月1日～平成25年9月30日] 1. 社会福祉団体の代表者 荒川区高齢者クラブ連合会理事長、心身障害児者福祉連合会会長 2. 社会福祉事業実施関係者 上智社会事業団理事長、荒川区社会福祉協議会事務局長 3. 教育に関係のある者 荒川区社会教育委員、私立真成幼稚園園長 4. 学識経験者 荒川区商店街連合会会長、荒川区町会連合会会長 5. 区議会議員 福祉・区民生生活委員会委員長、副委員長 6. 民生委員 荒川区民生委員・児童委員協議会会長、副会長 7. 関係行政機関の職員 福祉部生活福祉課長、子育て支援部子育て支援課長				
内容	民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都都知事あて推薦する。会議は非公開とする。委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。 4月1日、7月1日、10月1日、翌1月1日（ただし、22年度は一斉改選年につき4月1日、7月1日、12月1日） 開催実績 平成22年度 第1回：4月12日 退任（病気療養・転居・業務多忙）による欠員補充委員3名の推薦 第2回：6月24日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（町屋地区、東尾久地区、西尾久地区） 第3回：6月29日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（荒川地区、日暮里地区） 第4回：7月6日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（南千住東地区、南千住西地区、主任児童委員） 第5回：1月13日 一斉改選時に欠員となっていた委員の推薦（1名）、退任委員の推薦（1名） 東京都民生委員・児童委員選任要綱 年齢（委嘱日現在） 【民生委員】 新任65歳未満、再任73歳未満(22年度より新任67歳未満、再任73歳未満) 【主任児童委員】 55歳未満				
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成12年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。				
必要性	法令に基づき必置である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	247	264	440	263	263	441
決算額（23年度は見込み）	238	235	366	146	1	330	263	
人件費等	1,724	2,562	2,647	3,388	3,258	3,174		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）	20	30	31	40	40	50		
合計（+ +）	1,962	2,797	3,013	3,534	3,259	4,957	263	
国（特定財源）								
都（特定財源）	237	235	365	146	0	411	246	
その他（特定財源）								
一般財源	1,725	2,562	2,648	3,388	3,259	4,546	17	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開催回数		3回	3回	5回	2回	0回	5回	3回
委員報酬（単価）		6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円
民生委員・児童委員定数（年度末）		196	196	198	198	198	200	200
主任児童委員定数（年度末）		13	13	14	14	14	15	15

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	0	委員報酬	318	委員報酬	249
	食料費	当日賄い	0	当日賄い	11	当日賄い	7
	役務費	郵便料	1	郵便料	3	郵便料	3
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	0	会場使用料	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	民生委員推薦会開催数	2	0	5	3	5	19年度、22年度、25年度は一斉改選
	推薦会出席委員数	24 (20)	0	42 (46)	42 (36)	70 (60)	()は報酬支払い対象委員数
	委員実績数（年度末）	195 14	195 14	197 15	200 15	200 15	民生・児童委員数 主任児童委員数

（問題点・課題）	<p>民生委員・児童委員の推薦要件において、年齢基準が平成22年度より67歳未満に引き上げられたが、就労者の高齢化により留守がちであったり、生活困窮者、高齢者、障害者、子育て世帯など民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており業務量が年々増加しつつあり、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が困難な状況にある。</p>
他地区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。	代行者の負担の軽減
民生委員・児童委員活動の周知・PR	民生委員・児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、民生委員・児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

（議会要旨）	<p>状況</p>
--------	-----------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費・指導事務費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	木村 友紀	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	活動費（01-04-01）・指導事務費（01-04-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対する活動費及び事務費の支給に関する要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	民生委員・児童委員：定数215名（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）				
内容	<p>【活動費】 在職月数分の活動費を、民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に4ヶ月毎に支給する。 支給月：7月、11月、3月 支給額：[代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円]</p> <p>【指導事務費】 委員の連絡通信費等の事務費や、協議会運営等に要する費用を負担する。 事務費：民生・児童委員に、連絡通信費等の事務費を年間2,500円支給する。支給月は4月。 協議会運営等に要する費用 ・民生委員協議会：7地区（南千住東・西、荒川、町屋、東・西尾久、日暮里）で月1回開催。 ・地区会長協議会：月1回開催。 ・区民生委員・児童委員大会：3年に1度（一斉改選年）開催。 ・区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） 部会活動（児童福祉、生活福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報） 各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行 年2回 管外視察研修 各地区年1回開催</p>				
経過	民生委員・児童委員数は、6月1日現在で211名（南千住東地区24名、南千住西地区：29名、荒川地区33名、町屋地区30名、東尾久地区27名、西尾久地区25名、日暮里地区43名）。民生・児童委員協力員数は8名（南千住西地区1名、荒川地区3名、町屋地区1名、西尾久地区3名）。民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、15年度～22年度には一人当たり5,000円支給していたが、23年度から一人当たり8,000円に増額した。				
必要性	民生委員等が職務を遂行するために必要な交通費や通信連絡費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用など、支援の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	31,992	31,991	33,595	33,392	33,381	34,571	34,534	
決算額（23年度は見込み）	31,679	31,489	32,309	31,985	32,328	32,992	34,534	
人件費等	8,620	8,540	8,540	8,470	8,144	9,836		
減価償却費						4,068		
【事務分担量】（%）	100	100	100	100	100	140		
合計（+ +）	40,299	40,029	40,849	40,455	40,472	46,896	34,534	
国（特定財源）								
都（特定財源）	23,339	22,564	23,053	23,210	22,856	24,642	25,263	
その他（特定財源）								
一般財源	16,960	17,465	17,796	17,245	17,616	22,254	9,271	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
民生委員・児童委員定数（年度末）	209	210	212	212	212	215	215	
協力員定数（年度末）	-	-	-	18	18	21	21	
民生委員協議会開催日数	39	39	41	46	46	48	53	
相談・支援件数（延べ）	3,969	4,127	3,988	3,545	3,191	3,326	-	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	【活動費】 報償費	活動費	29,042	活動費	28,909	活動費	30,359
	【指導事務費】 報償費	委員事務費	528	委員事務費	592	委員事務費	550
	職員旅費	管外研修職員随同行旅費	15	管外研修職員随行旅	7	管外研修職員随行旅	16
	食料費	民生委員協議会賄い	101	民生委員協議会賄い	77	民生委員協議会賄い	111
	一般需用費	名簿貼り込みシール印刷	78	民生委員・児童委員名簿印刷	801	名簿貼り込みシール印刷	234
	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	114	民生委員協議会開催通知郵送料等	137	民生委員協議会開催通知郵送料等	162
	使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	54	合同民生委員協議会会場使用料	58	合同民生委員協議会会場使用料	59
	負担金補助金及び交付金	民生委員協議会事業補助金	2,396	民生委員協議会事業補助金	2,410	民生委員協議会事業補助金	3,043

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	民生委員・児童委員定数	212	212	215 (212)	215	217	()内は当該年度改選前定数
	民生委員協議会出席率	90.6%	91.6%	93.0%	94.0%	95.0%	出席委員数 ÷ 委員現数
	相談・支援件数	3,545	3,191	3,326	3,440	3,472	

（問題点・課題分析）	生活困窮者や高齢者・障害者・子育て世帯など、民生児童委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており、その役割は重要となっている。また、今年度から高齢者の見守り制度が拡大したため、委員一人当りが見守る高齢者の人数は増加し、活動はますます拡大している。一方、定年制（再任73歳未満、新任67歳未満、東京都選任要綱）や就労者の高年齢化に伴い、地区によっては候補者が上らず欠員が生じるなど、適任者の確保が難しい状況にある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） ・活動費を上乗せしている区：12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・太田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：4区 新宿・品川・杉並・江東

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、地域に密着した活動が期待できるとともに、より円滑に協議会の運営を行うことができる。
民生児童委員活動の周知・PR	民生児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、これまで以上に民生児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につなげる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

（状況） （要旨） （質問） （状況）	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	貸付事務費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	29 年度	根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務	
終期設定	有 無	年度	法令等	取扱規程、同事業実施要領	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	一般金融機関などから融資を受けることが困難な区民に対し、独立した生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てていて、1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	<p>【貸付要件】 ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、直ちに開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること（ただし、非課税でも可） ・確実な連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること</p> <p>【限度額】200万円【利率】年1.00%【返還方法】元利均等月賦償還（54回払い）5年以内（据置期間6ヶ月含む）【延滞金】延滞元利金につき10.95%【審査員メンバー】福祉部長・福祉推進課長・生活福祉課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p> <p>【滞納整理】平成22年度荒川区債権管理条例の制定に伴い貸付台帳の整理・調査業務委託（8月～12月）総件数255件のうち時効対象の債権（10年以上滞っている債権）179件 支払の意思を確認するための意思確認書の送付104件（戸籍謄本及び附票等の照会129件） 【不納欠損】債権放棄2件・時効の援用48件</p>				
経過	<p>東京都より移管 昭和40年4月1日</p> <p>限度額の推移 昭和61年度100万円 120万円 平成2年度120万円 150万円 3年度から200万円</p> <p>貸付相談回数 平成9年度126回 12年度45回 16年度13回 19年度5回 20年度2回</p> <p>貸付件数 平成9年度2件 10年度1件 12年度1件 13年度1件 その後貸付実績なし</p> <p>年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定</p> <p>平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月4日～12月20日）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理（債権放棄・時効の援用）</p>				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低く、現在滞納整理業務のみになっている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現在は、荒川区債権管理条例の制定に伴い、支払の意思確認調査と現在状況調査を実施し、滞納整理に努めている。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,435	1,436	45	24	24	960	53	
決算額（23年度は見込み）	4	9	1	6	5	922	53	
人件費等	862	1,708	854	2,541	2,443	4,360		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）	10	20	10	30	30	50		
合計（+ +）	866	1,717	855	2,547	2,448	6,735	53	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,435	202	457	159	257	1,373	479	
一般財源	-569	1,515	398	2,388	2,191	5,362	-426	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	相談件数（各年度末現在）	0	0	0	0	0	0	0
	貸付残高件数（各年度末現在）	189	189	189	188	188	134	80
	貸付残高金額（各年度末現在）	81,935	81,738	81,284	81,128	80,824	55,009	36,041

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	職員旅費	実態調査・債権管理	0	実態調査・債権管理	0	実態調査・債権管理	0
	役務費	現況調査票送付用	5	現況調査票等送付用	4	現況調査票等送付用	5
					調査・意思確認書送付用	36	調査・意思確認書送付用
	委託料			債権管理業務委託	882		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	意思確認書回答率（％）			40.4	30.0	40.0	回答数(42件) / 送付件数(104件)
	債務者数	188	188	134	80	70	回答数(10件) / 送付件数(10件)
	返還金（千円）	155	304	1,481	312	200	

（問 指 題 標 点 分 ・ 析 課 題）	<p>22年度貸付金返還金・1,481,900円 返還者11人</p> <p>・毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多く、滞ったままであったが、22年度に荒川区債権管理条例が制定され、滞っている債権について意思確認書に基づいて不納欠損処理（債権放棄2件 2,275,500円・時効の援用48件 22,097,800円）を実施した。時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する。</p> <p>・類似事業として、「中小企業融資」（区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利子及び信用保証料の一部を区が助成）や「社会福祉協議会の生業資金貸付」（東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている）があり、貸付額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。</p>
他 施 区 区 の 実 況	<p style="text-align: center;">（ 実 施 3 区 未 実 施 19 区 ）</p> <p>杉並、足立、葛飾の3区が実施している。</p> <p>廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度太田・中野、21年度中央・世田谷の19区である。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
時効対象にならない滞納者への督促の強化	債権整理の進捗が図れる。
時効対象になっている滞納者への意思確認書の送付	債権管理の進捗が図れる。
社会福祉協議会で実施している生活福祉資金など同様な制度があり、事業の整理を検討する。	滞納整理の事務に強化できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

況 議 会 要 質 問 状	
---------------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	貸付金（01-06-06）、貸付事務費（01-06-05）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	<p>【資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。・世帯の生計中心者である方。・住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）・他から資金を借りることが困難な方。・貸付を受けた資金の返済が確実である方。・現にこの資金の貸付を受けていない方。・確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。） <p>【応急に必要とする費用の種類と貸付限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 60万円まで（特認額）償還期間3年4ヶ月（40ヶ月） ・災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用・傷病の治療に要する費用・就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用・区内転居のために要する費用 30万円まで（一般）償還期限2年6ヶ月（30ヶ月） ・生活必需品（食料等）の購入費用・親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用・居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用 <p>【無利子】【違約金】最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。</p>				
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更</p> <p>返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月～12月）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p>				
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、貸付け対象となる者が減少している。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>連帯保証人が必要 【要件】</p> <p>貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の区域内に住所を有すること。住民税を完納していること。国民健康保険料を完納していること。（平成15年度要件に追加）一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。現にこの貸付けを受けていないこと。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	2,950	2,457	2,071	2,047	2,047	5,537	1,593	
決算額（23年度は見込み）	1,908	1,296	552	878	1,222	3,457	1,593	
人件費等	5,171	5,124	5,124	3,388	3,258	436		
減価償却費						145		
【事務分担当】（%）	60	60	60	40	40	5		
合計（+ +）	7,079	6,420	5,676	4,266	4,480	4,038	1,593	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,737	1,522	2,352	1,525	1,020	218	1,354	
一般財源	5,342	4,898	3,324	2,741	3,460	3,820	239	
実績の推移	事項名							
貸付件数 一般	8	2	2	5	4	0	2	
貸付件数 特認	3	2	1	0	1	0	2	
貸付残高件数（各年度末現在）	651	652	646	639	639	449	275	
貸付残高金額（各年度末現在）	52,346	53,351	52,987	53,320	53,069	40,878	27,612	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	貸付金	一般貸付・特認貸付	1,215	一般貸付・特認貸付	0	一般貸付・特認貸付	1,500
	職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0
	役務費	現況調査等郵送料	7	現況調査等郵送料	3	現況調査等郵送料	8
	委託料			調査・意思確認書送付用	136	調査・意思確認書送付用	85
				債権整理	3,318		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	貸付件数	5	5	0	4	5	
	相談件数	193	118	79	60	70	住宅手当・緊急小口資金等他施策へ
	意思確認書回答率（％）			50.0	30.0	40.0	回答数（190件）/送付件数（374件）

（問題点・課題）	<p>22年度貸付金返還金・現年度分127,500円 過年度分120,000円 現年度分返還者4人 過年度分返還者3人 ・毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多く、滞ったままであったが、22年度に荒川区債権管理条例が制定され、滞っている債権について意思確認書に基づいて不納欠損処理（債権放棄7件 323,400円・時効の援用185件 12,573,132円）を実施した。時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する。 ・緊急小口貸付金・生活福祉資金等の社会福祉協議会で実施している貸付事業との整理・統合も検討課題とする。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）文京区20年度より廃止 実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
時効対象にならない滞納者への督促の強化	債権管理の進捗が図れる。
時効対象になっている滞納者への意思確認書の送付	債権管理の進捗が図れる。
税・保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、貸付可能な相談が減少している。なお、社会福祉協議会で実施している緊急小口資金や生活福祉資金などの同様な貸付制度があり、事業の統合・整理を検討する。	貸付事務事業の統合により、債権整理に人員を振り分ける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	統合・整理等の対応策を実施するまでは、現状の規模で継続する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	行旅死亡人等取扱費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22年度	根拠	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条	
終期設定	有 無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p><行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>				
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（外国人のみ）</p> <p>2. 行旅死亡人 葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人</p>				
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人の取扱い 身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用請求する。 行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし 墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>				
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に依拠することを決めたものである。</p>				
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><行旅病人> 発生通報 救護の要否確認 都に事前協議 救護 費用は扶養義務者の負担 弁償が得られない時は都へ請求</p> <p><行旅死亡人> 発生通報 警察の身元調査 遺体引取 埋火葬 遺骨等保管(源寿院1年) 費用は相続人の負担 弁償が得られない時は都へ請求</p> <p>・生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（広告料は除く）。遺留金があった場合や、相続人等からの弁償金を得られた場合は、充当後に不足する分を請求する。）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	2,171	2,171	2,171	1,992	2,090	2,102	1,803	
決算額（23年度は見込み）	1,738	489	886	581	1,450	1,012	1,803	
人件費等	862	1,708	1,708	847	814	4,796		
減価償却費						1,598		
【事務分担量】（%）	10	20	20	10	10	55		
合計（+ +）	2,600	2,197	2,594	1,428	2,264	7,406	1,803	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,213	743	741	710	881	629	1,802	
その他（特定財源）								
一般財源	1,387	1,454	1,853	718	1,383	6,777	1	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
【取扱件数】								
官報掲載	3	2	0	4	0	1	2	
行旅死亡人	12	8	14	5	15	13	13	
行旅病人	1	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
役務費	官報掲載料		0	官報掲載料	12	官報掲載料	24
	委託料	埋火葬委託料	1,450	埋火葬委託料	1,000	埋火葬委託料	1,502
扶助費		清掃委託	0	清掃委託	0	清掃委託	0
		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費	
		医療費	0	医療費	0	医療費	250
		日用品費	0	日用品費	0	日用品費	23
	被服費	0	被服費	0	被服費	4	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	行旅病人	0	0	0	1	/	
	行旅死亡人	5	15	13	13	/	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、区で葬祭を行うケースが発生している。 ・相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 ・死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。 ・区外の老人ホームなどで死亡し、行旅法等が適用されない場合でも、区で葬祭を行わざるを得ないケースが発生している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
警察での身元照会の徹底を依頼する。戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	行旅死亡人となるケースの減少。
行旅法等が適用されない場合でも、区で葬祭を執行するケースが今後も発生する可能性があるため、高齢者福祉課との連携、調整を行う。	「無縁社会」と言われる社会状況で、緊急かつ例外的に発生したケースについて対処できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)	西尾久七丁目住宅【管理運営費】(01-10-01) 西尾久七丁目住宅【借上料】(01-10-02)				
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	24年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成23年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円~2,568,000円(前年所得):13,800円~27,100円 ・二人世帯用 0円~2,948,000円(前年所得):18,700円~36,700円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久7-19-11 建築主 松原友治 建設費 545,365,430円 緊急通報装置設置補助金 23,357,310円 借上料 月額 3,314,083円 利子補給 1,098,000円(23年度分) 火災保険料補助金 219,000円 入居開始 平成4年4月28日 敷地面積 507.04㎡ 延床面積 1,572.47㎡(借上面積1,020.66㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上7階建(借上部分1~6階) 借上期間 平成4年4月21日~24年4月20日 借上戸数 34戸(単身世帯1DK・29戸、二人用世帯2DK・5戸) ふれあい協力員室 1戸 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 住戸面積 単身世帯25.10㎡、二人世帯34.00㎡ 3 ふれあい協力員(ワーカー)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工:平成3年2月8日 竣工:平成4年4月21日 入居開始:平成4年4月28日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	52,515	51,161	50,780	50,974	50,648	50,072	49,177	
決算額(23年度は見込み)	50,263	49,961	49,745	48,845	49,377	49,251	49,177	
人件費等	2,586	1,708	2,050	2,118	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担量】(%)	30	20	24	25	20	20		
合計(+ +)	52,849	51,669	51,795	50,963	51,006	51,576	49,177	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0		
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	7,453	7,283	7,110	7,171	6,977	6,612	6,854	
一般財源	44,796	43,786	44,085	43,192	43,429	42,039	41,723	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
退去世帯数(単身)	0	2	2	1	2	1	0	
退去世帯数(二人用)	0	0	1	0	0	0	0	
入居世帯数(単身)	0	2	3	0	2	2	0	
入居世帯数(二人用)	0	0	0	1	0	1	1	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	報償費	登録協力員謝礼等	1,541	登録協力員謝礼等	1,541	登録協力員謝礼等	1,541
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	1,268	共用（集会室等）光熱水費	1,261	共用（集会室等）光熱水費	1,382
	一般需用	事務用消耗品	26	事務用消耗品	44	事務用消耗品	0
	役務費	協力員室電話料金	37	協力員室電話料金	36	協力員室電話料金	41
	委託料	供給公社業務委託等	3,621	供給公社業務委託等	3,794	供給公社業務委託等	3,722
	使用料及び賃貸料	借上料	39,769	借上料	39,769	借上料	39,769
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給等	1,915	火災保険補助・利子補給等	1,609	火災保険補助・利子補給等	1,312
		I H化推進補助金		I H化推進補助金	0	I H化推進補助金	0

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	空き待ち登録世帯数	13 (3)	13 (3)	13 (3)	30 (10)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	183	182	156	173	—	応募総数
	入居世帯実数	1 (6)	2 (6)	3 (17)	1 (8)	—	()内は全5住宅の入居世帯実数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 ・要介護状態となった入居者の処遇（条例上、自立喪失状態は退去事由）。特養ホーム等への入居勧奨。
実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>指定管理者制度導入状況（18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
安否確認システムの見直し。 20年目を迎え、低コストのシステム導入を検討する。	今のシステムの更新だと2千万円もの工事費がかかることが想定される。また、ランニングコストの低減も図る。
借上げ契約更新に合わせ、建物所有者に、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を求める。 また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する長期修繕計画の策定と実施を求める。	建物所有者の費用負担による住環境の改善が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)	西尾久三丁目住宅【管理運営費】(01-10-03) 西尾久三丁目住宅【借上料】(01-10-04)				
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	25年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下（政令基準）であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成23年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円～2,568,000円（前年所得）13,900円～27,200円 ・二人世帯用 0円～2,948,000円（前年所得）20,300円～39,800円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久3-21-12 建築主 水島正一 建設費 602,194,185円 建設費補助金 112,626,000円 借上料 月額4,553,662円 利子補給 3,262,000円（23年度分） 火災保険料補助金 171,000円 入居開始 平成5年7月29日 敷地面積 668.64㎡ 延床面積 2,604.49㎡(借上面積1,255.49㎡) 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上9階建（借上部分3～8階） 借上期間 平成5年7月23日～25年7月22日 借上戸数 39戸（単身世帯1DK・34戸、二人用世帯2DK・5戸） ふれあい協力員室 1戸 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 住戸面積 単身世帯25.15㎡、二人世帯36.69㎡ 3 ふれあい協力員(ワーカー)設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工：平成3年12月28日 竣工：平成5年7月8日 入居開始：平成5年7月29日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者（単身10世帯、二人用3世帯）決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。（資格審査通過が条件） ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。（平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者：東京都住宅供給公社） ・平成13年8月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	68,197	68,026	67,770	67,985	67,684	67,114	65,564	
決算額（23年度は見込み）	66,526	67,153	65,619	65,196	66,392	66,875	65,564	
人件費等	2,586	1,708	2,050	2,118	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担量】（%）	30	20	24	25	20	20		
合計（+ +）	69,112	68,861	67,669	67,314	68,021	69,200	65,564	
国（特定財源）	11,208	0	0	0	0	0		
都（特定財源）	6,204	5,930	6,140	6,259	6,918	6,485	6,909	
その他（特定財源）	8,677	8,269	8,550	8,247	8,397	7,649	8,533	
一般財源	43,023	54,662	52,979	52,808	52,706	52,741	50,122	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	退去世帯数（単身）	1	1	0	2	0	8	0
	退去世帯数（二人用）	0	0	0	1	0	0	0
	入居世帯数（単身）	0	3	0	2	0	4	4
	入居世帯数（二人用）	1	2	0	0	1	1	0

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	共用(集会室等)光熱水費	883	共用(集会室等)光熱水費	888	共用(集会室等)光熱水費	968
一般需用	住宅管理消耗品	68	住宅管理消耗品	44	住宅管理消耗品	0	
役務費	ふれあい協力員室電話料	34	ふれあい協力員室電話料	37	ふれあい協力員室電話料	38	
委託料	住宅公社保守管理業務委託	5,423	住宅公社保守管理業務委託	6,184	住宅公社保守管理業務委託	5,095	
	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	
使用料及	借上料	54,644	借上料	54,644	借上料	54,644	
負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	3,905	火災保険補助・利子補給	3,670	火災保険補助・利子補給	3,433	
	I H化推進補助金	49	I H化推進補助金	24	I H化推進補助金	0	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	空き待ち登録世帯数	13 (3)	13 (3)	13 (3)	30 (10)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	183	182	156	173	—	応募総数
	入居世帯実数	1 (6)	2 (6)	5 (17)	4 (8)	—	()内は全5住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 ・要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。 ・借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>指定管理者制度導入状況（18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
安否確認システムの見直し。 20年目を迎え、低コストのシステム導入を検討する。	今のシステムの更新だと2千万円もの工事費がかかることが想定される。また、ランニングコストの低減も図る。
借上げ契約更新に合わせ、建物所有者に、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を求める。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する長期修繕計画の策定と実施を求める。	建物所有者の費用負担による住環境の改善が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)	南千住二丁目住宅(管理運営費)(01-10-05) 南千住二丁目住宅(借上費)(01-10-06)				
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	25 年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成23年4月現在高齢者用 ・単身世帯用: 0円~2,568,000円(前年所得) 15,400円~30,300円 ・二人世帯用: 0円~2,948,000円(前年所得) 22,100円~43,400円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区南千住2-32-3 建築主 染谷清 建設費 391,570,000円 建設費補助金 借上料 月額2,606,523円 利子補給 1,802,000円(23年度分) 火災保険料補助金 146,000円 入居開始 平成5年5月21日 敷地面積 224.59㎡ 延床面積 946.38㎡(借上面積692.12㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上8階建 借上期間 平成5年5月15日~25年5月14日 借上戸数 18戸(単身世帯1DK・12戸、 二人用世帯2DK・6戸) ふれあい協力員室 1戸 住戸面積 単身世帯27.94㎡、二人世帯39.93㎡ 安否確認装置 水センサー(浴室、トイレ)12時間 水漏れ2時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容: 居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工:平成4年5月22日 竣工:平成5年5月12日 入居開始:平成5年5月21日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・平成13年4月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	40,253	39,799	39,492	39,600	40,212	39,661	39,215	
決算額(23年度は見込み)	38,285	38,935	39,257	37,666	39,728	39,443	39,215	
人件費等	2,586	1,708	2,050	2,118	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担量】(%)	30	20	24	25	20	20		
合計(+ +)	40,871	40,643	41,307	39,784	41,357	41,768	39,215	
国(特定財源)	6,795	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	3,997	4,023	3,977	4,052	4,473	4,223	4,123	
その他(特定財源)	4,402	4,337	4,252	4,238	4,118	3,859	4,482	
一般財源	25,677	32,283	33,078	31,494	32,766	33,686	30,610	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
退去世帯数(単身)	0	1	0	1	2	4	0	
退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	1	0	0	
入居世帯数(単身)	0	1	1	0	0	1	1	
入居世帯数(二人用)	0	0	0	1	1	2	2	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費 485	共用（集会室等）光熱水費 484	共用（集会室等）光熱水費 528		
	一般需用	住宅管理消耗品 15	住宅管理消耗品 65	住宅管理消耗品 0		
	役務費	協力員室電話料金 36	協力員室電話料金 43	協力員室電話料金 41		
	委託料	ふれあい協力員業務委託等 1,386	ふれあい協力員業務委託等 1,386	ふれあい協力員業務委託等 1,386		
		供給公社保守管理業務委託 4,316	供給公社保守管理業務委託 4,108	供給公社保守管理業務委託 4,033		
	使用料及	借上料 31,278	借上料 31,279	借上料 31,279		
	負担金及び交付金	火災保険補助・利子補給 2,211	火災保険補助・利子補給 2,080	火災保険補助・利子補給 1,948		
I H化推進補助金 0		I H化推進補助金 0	I H化推進補助金 0			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	空き待ち登録世帯数	13 (3)	13 (3)	13 (3)	30 (10)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	183	182	156	173	—	応募総数
	入居世帯実数	1 (6)	2 (6)	5 (17)	3 (8)	—	()内は全5住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。 借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
	実施状況 （実施 22 区 未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
安否確認システムの見直し。 20年目を迎え、低コストのシステム導入を検討する。	今のシステムの更新だと2千万円もの工事費がかかることが想定される。また、ランニングコストの低減も図る。
借上げ契約更新に合わせ、建物所有者に、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を求める。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する長期修繕計画の策定と実施を求める。	建物所有者の費用負担による住環境の改善が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

（状況）	（要質問状）
------	--------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名 町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	部課名 福祉部福祉推進課	課長名 古瀬 清美	担当者名 金子 弘之	内線 2615
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(23年度)		町屋七丁目住宅(01-10-07)		
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無 年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]		
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]		
	施策	快適な住環境の形成[08-02]		
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。			
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成23年4月現在高齢者用 ・単身世帯用: 0円~2,568,000円(前年所得) 15,400円~30,300円 ・二人世帯用: 0円~2,948,000円(前年所得) 20,700円~40,700円 2 共益費 2,600円			
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋7-2-15 入居開始 平成5年4月1日 建設費 663,565,000円 敷地面積 580.38㎡ 延床面積 1,219,71㎡ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建 地下1階建(住宅部分3~8階) ワーデン室 1戸 住戸戸数 23戸 (単身世帯1DK 20戸、二人世帯2DK 3戸) 住戸面積単身世帯28.25㎡、二人世帯37.99㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関、トイレ)12時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容: 居住者の安否確認・生活相談、住宅管理			
経過	着工:平成3年3月16日 竣工:平成5年2月15日 入居開始:平成5年4月1日			
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後、区が建設することは不可能である。			
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅建設により運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円)			

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	8,394	9,100	9,720	8,660	38,240	7,955	11,361	
決算額(23年度は見込み)	7,921	7,904	7,583	7,351	22,182	7,901	11,361	
人件費等	2,586	1,708	2,050	2,118	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担量】(%)	30	20	24	25	20	20		
合計(+ +)	10,507	9,612	9,633	9,469	23,811	10,226	11,361	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	5,202	4,754	4,878	4,949	5,040	5,193	5,003	
一般財源	4,705	4,258	4,155	3,920	18,171	2,108	5,758	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	退去世帯数(単身)	0	2	3	2	0	2	0
	退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	1	0	0
	入居世帯数(単身)	0	3	3	1	1	1	0
	入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	1	0

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	一般需用	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	51	住宅管理消耗品	0
	役務費	協力員室電話料金	32	協力員室電話料金	33	協力員室電話料金	37
	委託料	C A T V 保守	64	C A T V 保守	64	C A T V 保守	22
		住宅公社保守管理業務	4,190	住宅公社保守管理業務	3,832	住宅公社保守管理業務	7,530
		設備等保守（SC執行委任分）	2,581	設備等保守（SC執行委任分）	2,722	設備等保守（SC執行委任分）	2,572
	工事請負費	外壁改修工事	14,114				
備品購入費							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
	登録世帯数	13 (3)	13 (3)	13 (3)	30 (10)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	183	182	156	173	—	応募総数
	入居世帯実数	1 (6)	2 (6)	2 (17)	0 (8)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 ・要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。
実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）</p> <p>指定管理者制度導入状況（18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成22年度に外壁修繕を完了した事をふまえ、屋上防水を計画修繕の事業に位置付け、予算確保に向け取り組む。	区所有の高齢者住宅の長寿命化を計り、住宅事業の安定した運用に資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 質 状	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	都営南千住四丁目団地 (シルバーピア事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2615
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(23年度)	都営住宅南千住四丁目団地(15-10-08)				
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	高齢者が自立し、安全かつ快適な生活を営める高齢者向け集合住宅を供給することを目的に設置された東京都の南千住四丁目団地シルバーピアに、荒川区がふれあい協力員(ワーデン)を設置する。				
対象者等	東京都シルバーピア(高齢者集合住宅)入居資格者 ・高齢者住宅 50戸(内、40戸は地元割当) ・障害者住宅 4戸(内、2戸は地元割当) 【受益者負担】 月額使用料 ・単身世帯用:0~3,216,000円(前年所得) 19,700~43,200円 ・二人世帯用:0~3,596,000円(前年所得) 29,000~48,000円				
内容	1 ふれあい協力員(ワーデン)の設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談 2 建物の概要 所在地 荒川区南千住4-9-3(E街区) 建築主 東京都 入居開始 平成12年5月 敷地面積 8,109㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造・地上32階・375戸 シルバーピア 3~13階・50戸(単身用43戸、世帯用7戸) 車椅子使用者向け 2階・4戸(世帯用) ふれあい協力員 3階・1戸				
経過	平成2年 「荒川区地域高齢者住宅計画」 平成4年 「荒川区住宅マスタープラン」 平成8年9月 シルバーハウジングプロジェクト事業計画の承認申請 平成9年2月 着工 平成11年6月 車いす使用者向け東京都入居者公募 平成11年7月 車いす使用者向け区地元割当入居者公募 平成11年12月 シルバーピア東京都入居者公募 平成12年1月 シルバーピア区地元割当入居者公募 平成12年5月 ふれあい協力員業務委託開始及び入居開始				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、今後、あり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・建物は都住宅局が管理する。(入居者募集事務についても都住宅局で行われる。) ・事務室及びびだらん室に係る維持管理については区が管理する。 (平成18年度から指定管理者制度を導入(=機械警備のみ) 指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は区の非常勤職員で対応。(月額報酬100,000円)				

		(単位:千円)							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	予算額	4,948	4,916	4,978	3,332	3,331	3,291	3,002	
	決算額(23年度は見込み)	4,270	3,319	3,044	2,982	2,986	2,972	3,002	
	人件費等	2,586	1,708	2,050	2,118	1,629	1,744		
	減価償却費						581		
	【事務分担量】(%)	30	20	24	25	20	20		
	合計(+ +)	6,856	5,027	5,094	5,100	4,615	5,297	3,002	
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	一般財源	6,256	4,427	4,494	4,500	4,015	2,372	2,402	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	応募・入居状況 (地元割当分)	単身用						単身用	単身用
		応募 119 倍率 60	地元割当 分なし	地元割当 分なし	地元割当 分なし	地元割当 分なし	地元割当 分なし	応募 47 倍率 47	応募 倍率
		入居数 2						入居数 1	入居数 1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	光熱水費	管理事務室光熱水費	79	管理事務室光熱水費	90	管理事務室光熱水費	91
	一般需用	住宅管理消耗品	3	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	0
	役務費	ふれあい協力員室電話料	39	ふれあい協力員室電話料	39	ふれあい協力員室電話料	43
	委託料	供給公社保守管理業務委託	513	供給公社保守管理業務委託	513	供給公社保守管理業務委託	578
	負担金補助及び交付金	ふれあい協力員住宅使用料	1,152	ふれあい協力員住宅使用料	1,132	ふれあい協力員住宅使用料	1,090

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	管理戸数	54	54	54	54	—	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加に対する、バックアップ体制の強化。 ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由）特養ホームへの入居勧奨。
実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>指定管理者制度導入状況（18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理の対象施設から分離し、機械警備による区の直接委託へ変更する。	従前から指定管理としてなじまない施設の問題を解消できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	<p>Q：バイク駐車場の設置（別途、住民による要望書が住宅局へ出される）</p> <p>A：市街地整備指導要綱においてバイク対策がとられているにもかかわらず南千住四丁目住宅等におけるバイク対策がなされていないため、都に要望したところ、施設内に自治会の自主責任管理によるバイクスペースが確保された。</p>
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名 町屋五丁目住宅 (高齢者及び障害者住宅)	部課名 福祉部福祉推進課	課長名 古瀬 清美	担当者名 金子 弘之	内線 2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度) 町屋五丁目(高齢者・障害者)住宅(15-10-09)				
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	10 年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱
終期設定	有 無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分 計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]		
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]		
	施策	快適な住環境の形成[08-02]		
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。			
対象者等	【入居条件】			
	1 高齢者住宅 65歳以上の一人暮らしであることまたは申込者が65歳以上で60歳以上の親族と同居していること 区内に引き続き5年以上居住していること 2 障害者住宅 本人又は親族が身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者で、かつ18歳以上65歳未満であること 区内に引き続き1年以上居住していること 3 共通条件 自己又は親族(1親等内)名義の住宅、都営住宅又は都供給公社などの公営住宅に居住していないこと 現に住宅に困窮していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること			
内容	【受益者負担】			
	1 月額使用料 平成23年4月現在 前年所得(円) (A):高齢者住宅 (B):障害者住宅 ・単身世帯用 0円~2,568,000円(前年所得) A:19,700円~38,800円、B:26,900円~52,800円 ・二人世帯用 0円~2,948,000円(前年所得) A:24,800円~48,700円、B:33,200円~65,200円 2 共益費 2,600円			
経過	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋5-9-2 建物 鉄筋コンクリート、地上22階地下1階建うち地上1~3階部分、床面積2,934.06㎡(1~3階部分) 住宅戸数 高齢者住宅:23戸(単身1DK・19戸、世帯2DK・4戸) 障害者住宅:6戸(単身1DK・2戸、世帯2DK・4戸) 駐車場(障害者専用)6台 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理			
必要性	着工:平成6年3月26日 竣工:平成10年3月31日 入居開始:平成10年5月1日 住宅に困窮する高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。			
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円)			

		(単位:千円)						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	11,299	12,388	12,246	12,968	12,044	13,738	12,556
	決算額(23年度は見込み)	11,095	10,915	9,855	10,837	10,184	12,741	12,556
	人件費等	2,586	1,708	2,050	2,118	1,629	1,744	
	減価償却費						581	
	【事務分担量】(%)	30	20	24	25	20	20	
	合計(+ +)	13,681	12,623	11,905	12,955	11,813	15,066	12,556
	国(特定財源)	164	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	600	600	300	300	600	600	600
	その他(特定財源)	9,356	9,133	9,490	9,035	10,151	8,910	8,743
	一般財源	3,561	2,890	2,115	3,620	1,062	3,231	3,213
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	退去世帯数(単身)	2	1	2	1	2	2	0
	退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0	0
	入居世帯数(単身)	2	2	1	2	1	4	0
	入居世帯数(二人用)	1	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬
光熱水費	共用光熱水費	1,226	共用光熱水費	1,293	共用光熱水費	1,360	
一般需用	登録募集しおり作成	69	登録募集しおり作成	182	登録募集しおり作成	183	
役務費	ふれあい協力員電話料	40	ふれあい協力員電話	41	ふれあい協力員電話	45	
委託料	電気工作物保安管理（執行委任）	46	電気工作物保安管理（執行委任）ほか	47	電気工作物保安管理（執行委任）ほか	304	
	供給公社保守管理業務委託	3,804	供給公社保守管理業務委託	5,842	供給公社保守管理業務委託	4,512	
備品購入	I Hクッキングヒーター	294	I Hクッキングヒーター	294	I Hクッキングヒーター	360	
負担金補助及び交付金	防災センター委託（執行分）	2,254	防災センター委託（執行分）	2,432	防災センター委託（執行分）	3,029	
	ふれあい協力員住宅使用料	1,252	ふれあい協力員住宅使用料	1,412	ふれあい協力員住宅使用料	1,563	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	登録世帯数	13 (3)	13 (3)	13 (3)	30 (10)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	183	182	156	173	—	応募総数
	入居世帯実数	1 (6)	2 (6)	4 (17)	0 (8)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 ・要介護状態となった入居者の処遇（条例上、自立喪失状態は退去事由）。特養ホーム等への入居勧奨。
実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>指定管理者制度導入状況（18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
給湯器など設備更新の時期が迫っている（築13年目）ため、コストを抑えた更新対策として、TESシステムを見直し低コストの代替器機の検討をする。	区営住宅の維持コストの低減化になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	遺族会補助（01-11-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。				
対象者等	荒川区遺族会会員211名（H23.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族が原則ではあるが、会員が転出した場合や会員の親族などの入会は認めている。				
内容	【補助対象事業】 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 (4) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (5) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 【平成22年度事業】 (1) 戦没者追悼式 平成22年10月21日 サンパール小ホール 参加者 77人 (2) 都内巡拝 平成22年12月3日 靖国神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑等 参加者 11人				
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円				
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	247	247	274	247	247	247	247	
決算額（23年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247	
人件費等	1,724	1,708	854	0	2,443	2,163		
減価償却費						1,017		
【事務分担量】（%）	20	20	10	0	30	35		
合計（+ +）	1,971	1,955	1,101	247	2,690	3,427	247	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,971	1,955	1,101	247	2,690	3,427	247	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	会員数（1月1日現在）	281人	272人	259人	248人	237人	220人	211人
	追悼式参加数	137人	103人	89人	101人	74人	77人	75人
	都内巡拝	18人	16人	12人	15人	10人	11人	10人

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	会員数（1月1日現在）	248	237	220	211	200	会員の高齢化により減少
	追悼式参加数	101	74	77	75	70	会員の高齢化により減少
	都内巡拝参加数	15	10	11	10	10	会員の高齢化により減少

（問題点・課題）	高齢化に伴い理事の人数も減少し会員数が減少している中で、事業の参加人数も減少傾向にある。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 千代田区、中央区、新宿区、台東区、江東区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
弔慰金等の申請者に対し入会のお知らせを配布する。	会員数及び事業の参加人数の確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	遺族会の会員数及び事業の参加人数が減少しているが、現状の規模で実施する。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	住宅手当緊急特別措置事業 (仕事・生活サポートデスク)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	藤城由紀恵	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)	住宅手当緊急特別措置事業(01-19-01)				
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 21 年度	根拠	荒川区住宅手当緊急特別措置事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。(生活全般の相談をうけ、対応策や関係部課との連絡調整を行う)				
対象者等	住宅を喪失又は喪失する恐れのある、平成19年10月1日以降に離職した者(雇用形態、離職理由は問わない)				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給額(上限額) 単身世帯 月額53,700円 複数世帯 月額69,800円 2 支給期間 6ヶ月間 +3ヶ月(延長を認められた場合) 3 手当支給中の義務 住宅手当支給対象者は、支給期間中に、次のとおり常用就職に向けた就職活動を行う。 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。 毎月2回以上、区の支援員等による面接等の支援を受けること。 週に1回以上求人先に応募を行うこと。 4 手当の中止 3の義務を怠った場合は、手当を中止する。 				
経過	国の経済危機対策として、平成21年度補正予算により平成21年10月より実施。生活福祉資金(総合支援資金)の貸付と併せ、住宅の確保や就労までの生活を支援する。生活保護によらない第二のセーフティネット制度として発足。(それに先立ち6月から区独自に仕事生活サポートデスクの常設窓口を設置)				
必要性	国の経済危機対策として全国的に実施している事業であり、離職者の仕事・生活をサポートとして必要なものである。(生活困窮者等の相談窓口として区が先行して開設し、部課、関係機関を結ぶネットワークの要である)				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	生活・就労相談員を配置。社会福祉協議会、ハローワーク、生活福祉課等庁内関係部課、不動産業団体、病院等、問題解決に繋がる機関との連携による対応。				

		(単位:千円)						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額					15,012	27,775	34,005
	決算額(23年度は見込み)					3,275	24,646	34,005
	人件費等					1,955	5,407	
	減価償却費						3,777	
	【事務分担量】(%)					45	130	
	合計(+ +)	0	0	0	0	5,230	33,830	34,005
	国(特定財源)					5,213		
	都(特定財源)						26,257	34,005
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	17	7,573	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	単身世帯					20	34	35
	複数世帯					6	20	25

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	非常勤相談員報酬	0	非常勤相談員報酬	2,042	非常勤相談員報酬	7,130
	共済費	非常勤共済費	0	非常勤共済費	264	非常勤共済費	930
	旅費	職安同行訪問	0	職安同行訪問	0	職安同行訪問	4
	一般需用費	消耗品費	16	消耗品費	7	消耗品費	20
	役務費	振込み手数料	0				
	扶助費	住宅手当	3,259	住宅手当	22,334	住宅手当	25,921
		21年度報酬費等は職員課対応					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	常用就労率		8件 (30%)	9件 (17%)	18件 (30%)	25件 (30%)	
	生活保護法によらないホームレス等支援件数		11件	10件	12件	20件	
	セーフティネットとしての相談、関連部課等への連絡		478	1,505	1,300	1,500	

（問題点・課題）
住宅手当制度による離職者支援では、離職者が再度常用就労に就くための支援が軸であり、手当を支給することだけを目的化しない。就労のための住宅確保であり、生活支援である。しかし、区では就労支援の経験に乏しい。手当で受給者の半数は、従来から不安定雇用の労働者であり職業キャリアもない層がかなり占めている。年金生活者に移行すべき層が、無年金者として就労を希望している。相談者の中には、精神及び身体に障害をもつ者も多く、新たな支援策が必要。最大の課題は、ハローワーク等との連携のもと受給者の状況に応じた、雇用の創出であり、生活全般の支援に取組む各部署とのネットワーク作りが必要。

（実施状況）
（実施 22 区 未実施 区）
国の要領による事業であり、全特別区で実施。（仕事・生活サポートデスクは、区単独事業）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
常用就職に至らずに住宅手当が終了した方のその後の状況について把握するため、ハローワーク等関係機関に調査を依頼する。	住宅手当終了後も常用就職に向けて相談支援を実施することで、自立に向け継続した支援をすることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	雇用状況の低迷によるワーキングプア、無年金者等の低所得者、生活困窮者へのセーフティネットとなり得る事業を展開する。

（状況）
議会議決事項

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	生活安定化総合対策事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	藤城由紀恵	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	生活安定応援事業（15-18-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	生活安定応援事業実施要綱（東京都）、東京都	
終期設定	有 無	22 年度	法令等	就職チャレンジ支援事業実施要綱（東京都）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	東京都が実施する「生活安定化総合対策事業」の一環として、区が東京都から委託を受け、低所得者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、その他関係施策の紹介を行うなどきめ細かな支援を行い、もって低所得者の安定した生活の確保を図る。				
対象者等	都内に引き続き1年以上在住している一定所得以下の世帯				
内容	<p>1 相談窓口の設置・運営（荒川区社会福祉協議会に業務委託） 低所得者からの相談に応じ、東京都が実施する支援メニューの紹介及び受付・相談を行う。 （1）就職チャレンジ支援事業 職業訓練を受講する機会を提供し、低所得者層が職業的・経済的に自立することを支援する。 （2）生活サポート特別貸付事業 職業訓練等を受講する間の資金及び就労のための資金等を無利子で貸し付ける。 （3）チャレンジ支援貸付事業 学習塾等の受講費用及び大学受験等の受験費用を貸し付けることにより支援を行う。 （4）東京都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介 （5）その他、関連施策の紹介 （6）利用者への一貫した支援体制の確保</p> <p>2 ネットワーク会議の設置・運営 社会福祉協議会事務局長、同管理課長、民生委員・児童委員協議会会長、足立公共職業安定所職員、日暮里支援相談室、荒川区等で構成されるネットワーク会議を設置、運営する。</p>				
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において委託契約締結			
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結			
	平成20年8月19日	事業開始			
	平成23年3月末	平成22年度をもって事業終了（3カ年の時限事業のため）			
必要性	東京都の事業であるが、一定の所得以下の者等が対象となっていることもあり、対象者の居住する身近な市区町村での相談窓口開設が対象者の利便性を高める。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施する。				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額				21,000	14,950	14,950	
	決算額（23年度は見込み）				13,577	14,102	14,153	
	人件費等				4,235	3,258	3,488	
	減価償却費						1,162	
	【事務分担量】（%）				40	40	40	
	合計（+ +）	0	0	0	17,812	17,360	18,803	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）				13,577	14,102	14,153	
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	4,235	3,258	4,650	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	相談件数（件）				408	1,115	1,214	
	就職チャレンジ支援（人）				29	68	41	
	生活サポート特別貸付（人）				2	11	39	
	チャレンジ支援貸付（人）				17	41	200	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	業務委託	14,102	業務委託	14,153	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	就職チャレンジ支援事業	191 29	463 68	189 41	-	-	上段：相談数 下段：申込み受理数
	生活サポート特別貸付事業	60 2	263 11	235 39	-	-	
	チャレンジ支援貸付事業	157 17	389 41	789 200	-	-	

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1 20年度から22年度までの3年間の時限事業である。 2 生活サポート特別貸付を受けるには、就職チャレンジ支援事業等を受ける必要がある。 3 類似事業と対象者が重複する場合がある。 4 事業終了及び再構築の事業について、円滑な事務処理と利用者への適切な対応を行う。 5 就職チャレンジ支援事業、生活サポート特別貸付事業、チャレンジ支援貸付事業のうち、チャレンジ支援貸付事業については一部見直しを行い、新事業として平成23年度から開始する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	3カ年の時限事業であったため、平成22年度をもって終了する。 なお、本事業の一部事業（チャレンジ支援貸付事業）を見直し、新規事業として平成23年度から開始する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	藤城由紀恵	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	生活安定応援事業（15-18-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続	
終期設定	有 無	年度	法令等	支援実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの使用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。				
対象者等	中学3年生、高校3年生等のお子さんがある一定所得以下の世帯				
内容	<p>子どもの学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用や、高等学校および大学の受験料に必要な資金を無利子で貸し付ける。（荒川区社会福祉協議会に業務委託）</p> <p>（1）学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生 貸付限度額：200,000円</p> <p>（2）受験料貸付金 高等学校及び大学の受験料を貸付。 対象：中学3年生 貸付限度額：50,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） 対象：高校3年生 貸付限度額：105,000円（1校あたり35,000円まで、3回分の受験料まで貸付可）</p>				
経過	受験生チャレンジ支援貸付事業の前身である生活安定応援事業は、平成20年度に東京都が開始した区市町村への委託事業であったが、他にも類似制度があることから22年度をもって終了した。しかし、生活安定応援事業のうちチャレンジ支援貸付事業については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、23年度から「受験生チャレンジ支援貸付事業」として新たに実施されることとなった。				
必要性	低所得世帯の方については、塾の受講料や受験料を捻出することが難しく、この制度により子供に就学の機会を与えることができるため必要性は高いといえる。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施する。				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額							6,556
	決算額（23年度は見込み）							6,055
	人件費等							
	減価償却費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+ +）	0	0	0	0	0	0	6,055
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）							5,871
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	184
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	チャレンジ支援貸付（人）				17	41	200	250

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					業務委託	6,556

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	受験生チャレンジ支援貸付事業	157 17	389 41	789 200	1,000 250	1,200 300	上段：相談数 下段：申込み受理数 22年度までは生活安定応援事業として実施した実績

（問題点・課題）	窓口で相談に来る方達の状況は多様であり、受験生チャレンジ支援を受けるだけでは解決しない問題も抱えている場合が多い。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 社会福祉協議会へ委託実施 10区、直営 12区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業の周知のための広報の強化、徹底。関連機関との連携の強化。	対象者への周知。相談件数の増加。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	20年度から22年度までの時限事業であった生活安定応援事業のうち、チャレンジ支援貸付事業については相談件数や貸付件数も多く、他の類似事業もないため、受験生チャレンジ支援貸付事業として新たに実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	石川 理映子	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	社会福祉協議会補助（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 39 年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）				
内容	下記の8事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付 1 社会福祉協議会職員人件費（常勤8名分） 2 ボランティア活動推進事業費...機関誌「あらんてあ」発行、友愛訪問等の事業経費の一部補助 3 ボランティア活動推進人件費（常勤1名・非常勤1名分） 4 地域コーディネーター人件費（非常勤1名分） 5 重度心身障害者（児）レクリエーション事業 ...バスハイクや観劇等を実施。経費を一部補助 6 長寿慶祝の会事業 ...敬老の日に実施する長寿慶祝の会に要する費用を一部補助 7 福祉サービスあんしんサポート事業 ...福祉サービスの利用援助、苦情対応などサービス利用者等に対する支援、成年後見制度推進機関事業経費及び人件費（常勤1名、非常勤3名）の一部補助 8 在宅福祉サービス事業 ...職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等、在宅福祉を支援する各種会員制サービス（にこにこサービス）を提供する管理運営費、事業経費及び人件費（常勤2名、非常勤7名）の一部補助				
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成5年 在宅福祉サービス事業開始 平成6年 荒川区地域福祉活動計画を策定 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転。荒川区福祉公社の解散に伴い、事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成21年 非常勤職員の月額報酬の改定 平成22年 地域福祉コーディネーター人件費の増設。成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い、事業名を「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ変更				
必要性	荒川区における社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	111,952	120,391	116,601	122,062	124,839	130,934	134,288	
決算額（23年度は見込み）	110,077	115,016	113,948	115,251	117,355	126,127	134,288	
人件費等	6,034	5,124	4,270	5,082	4,887	6,104		
減価償却費						2,034		
【事務分担量】（%）	70	60	60	60	60	70		
合計（+ +）	116,111	120,140	118,218	120,333	122,242	134,265	134,288	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,324	2,336	2,332	2,349	2,362	7,383	8,619	
その他（特定財源）								
一般財源	113,787	117,804	115,886	117,984	119,880	126,882	125,669	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	個人会員数	4,699	4,456	4,356	4,135	4,052	3,854	4,000
	団体会員数	147	147	147	143	156	157	170
	ボランティア登録者数	1,076	1,262	1,274	1,574	1,992	2,031	2,100

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	社協職員人件費	44,528	社協職員人件費	44,823	社協職員人件費
社協事業係職員人件費	15,121		社協事業係職員人件費	15,524	社協事業係職員人件費	15,868	
ボランティア活動推進事業事業費	3,001		ボランティア活動推進事業事業費	3,080	ボランティア活動推進事業事業費	3,156	
ボランティア活動推進事業人件費	3,560		ボランティア活動推進事業人件費	3,655	ボランティア活動推進事業人件費	3,816	
			ふれあい絆・活サロン事業人件費	2,646	地域コーディネーター人件費	2,692	
重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,119		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,169	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,421	
長寿慶祝の会事業	2,914		長寿慶祝の会事業	3,061	長寿慶祝の会事業	3,241	
福祉サービス総合支援事業	8,737		福祉サービスあんしんサポート事業	14,609	福祉サービスあんしんサポート事業	15,276	
在宅福祉サービス事業	38,375		在宅福祉サービス事業	37,560	在宅福祉サービス事業	39,036	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
指標	社会福祉協議会個人会員数 (正会員および特別会員)	4,135	4,052	3,854	4,000		会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	社会福祉協議会団体会員数	143	156	157	170		会費が年額10,000円の団体会員数
	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	17,322	12,901	16,113	17,000		家事・介護・食事サービス数の合計
	権利擁護・成年後見相談件数	867	1,221	706	900		初回で完結した相談（軽度）件数と本人宅を訪問又は複数回にまたがり対応した相談（中重度）件数の合計

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の財政及び運営基盤の安定のために、新たな会員獲得に向けた取り組み改善が必要である。 身体的侵害、経済的侵害、ネグレクト等、権利侵害の内容も多様化しており、地域包括支援センターとのより一層の連携や、医師等の専門家との連携についても検討する必要がある。 地域貢献型成年後見人の育成について他区の実施状況やニーズも踏まえ、事業実施を検討する必要がある。 年々サービス利用件数が減少しており、他課の同様事業等も踏まえ、事業内容を検討していく必要がある。
	他区の実況 （実施区 未実施区） 成年後見制度推進機関設置区 22区 地域貢献型成年後見人育成事業参加区 15区（平成22年度）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会の会員増加に向けた取り組み	社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
成年後見制度について広く区民向けに告知をする。	成年後見制度を必要としている被後見人は多くいると想定されるが、制度を知らないという理由で利用しないことも考えられる。広く告知をする事で制度の利用が広がる。
平成20年に利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止をしたのでそれを広く周知し、会員数の増加を図る。協力会員の会費に加え、利用会員の会費についても、廃止も含めた減額を検討する。	在宅福祉サービスを必要としているすべての方がサービスを受けられるようになる。利用料金に加え会費も取られるため利用していないが、もっと利用者が増える事が見込まれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	改善・見直し	区との役割分担のもと、社協との連携や活用を図る。

議会議案 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	石川理映子	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉部分室管理費（01-12-01） 福祉部分室営繕費（01-12-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会				
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託）：エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃 営繕費 3 工事請負費 : 23年度は工事予定無し				
経過	1 平成10年5月 旧南千住図書館の施設利用について調整 ・ 2階は、社会福祉協議会及び南千住第三幼稚園が利用する。ただし、南千住第三幼稚園が利用するスペースは、今後、三河島周辺の再開発が本格化し、旧真土小内の福祉作業所の移転が必要となった場合の受け皿スペースとすることを条件とする。 ・ 1階の一部・3階は、社会福祉協議会が利用する。 2 平成11年12月 幼稚園使用予定の2階遊戯室部分を福祉公社の事業を実施する事務所に変更 3 平成12年2月14日 社会福祉協議会事務局移転 4 平成12年3月25日 福祉公社移転 5 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 6 平成23年4月 分室管理費に対する社協負担分の割合を変更した。（下記実施方法参照）				
必要性	社会福祉協議会が旧福祉公社の事業を継承した経緯を踏まえ、区が施設の管理運営を行っている。				
実施方法	（ ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） [分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する分室管理費のうち光熱水費に関しては、社会福祉協議会負担分として経費負担を得る。 委託料等および建物の修繕等工事費については、全額福祉部の負担とする。				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	4,343	4,881	4,596	4,455	15,113	10,545	4,194
	決算額（23年度以降は見込み）	4,043	4,167	3,749	3,790	12,894	9,371	4,194
	人件費等	1,724	2,388	2,194	847	814	872	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】（%）	20	100	90	10	10	10	
	合計（ + + ）	5,767	6,555	5,943	4,637	13,708	10,534	4,194
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	1,703	1,665	1,749	1,757	1,598	1,605	2,325
	一般財源	4,064	4,890	4,194	2,880	12,110	8,929	1,869
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	工事請負費（単位：円）					9,590	5,904	0

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
光熱水費	電気	1,901	電気	1,936	電気	2,055
	ガス	17	ガス	17	ガス	18
	水道	241	水道	277	水道	254
一般需用費	家屋等修繕費	21	家屋等修繕費	607	家屋等修繕費	760
役務費	受水槽清掃	24	受水槽清掃	0	受水槽清掃	0
委託料	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781
	その他保守点検業務	221	その他保守点検業務	199	その他保守点検業務	226
	樹木剪定等	98	樹木剪定等	55	樹木剪定等	100
工事請負費	ブロック塀修繕	643	受水槽・高架水槽改修工事	5,449		
	屋上防水・キュービクル改修工事	8,947	階段アコーディオンカーテン	51		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	1㎡管理コスト	4,615	4,023	4,715	5,107	/	821.1㎡
	修繕実績	2件	2件	4件		/	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生してくる。 ・南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整が必要である。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	今年度より経費負担について社協と按分方法を変更したため、今後の経過を見つつ検討していく。

議（要）質問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	石川 理映子	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉サービス第三者評価事業費(01-15-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 15 年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。				
対象者等	東京都では57種類の福祉サービス(認可・認証保育所、介護保険事業所、支援費事業所等)を評価対象としている。なお、平成23年6月から障害者自立支援法に基づく8種類の福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援等)についても評価の対象となった。				
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>(1) 事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う。</p> <p>(2) 利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメントが評価推進機構のホームページで公表される(事業者が同意しなければ公表しないこともできる)。</p> <p>また、区が自ら評価を受審した場合および、民間立施設で区が補助金を交付して評価を行った場合には、区のホームページでも評価結果を公表する。</p>				
経過	平成15年度	東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施(事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した)			
	平成16年度	評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。			
	～18年度	(在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園)			
	平成19年度	民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。			
	～23年度	指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次回の指定管理者選定時の参考資料とする。			
		なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。			
必要性	福祉サービス第三者評価は、サービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため、必要性は高い。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH、小規模多機能型居宅介護及び認証保育所に対しては評価費用を補助している(平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている)。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	10,400	8,000	5,600	4,800	3,499	10,400	4,000	
決算額(23年度は見込み)	8,598	4,577	4,320	4,472	3,209	8,739	4,000	
人件費等	3,448	1,708	1,708	1,694	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担当】(%)	40	20	20	20	20	20		
合計(+ +)	12,046	6,285	6,028	6,166	4,838	11,064	4,000	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	5,406	3,059	2,829	3,132	3,035	6,800	4,000	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	6,640	3,226	3,199	3,034	1,803	4,264	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	区立高齢者関係施設 受審数	0	0	6	6	0	12	0
	区立障がい者関係施設 受審数	7	0	4	2	1	6	0
	区立児童関係施設 受審数	10	9	-	-	-	-	-
	民間立施設 補助金交付件数	6	4	4	5	8	8	10

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設1ヶ所	347	区立施設18ヶ所	5,893	区立施設0ヶ所	0
	負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH7ヶ所	2,526	認知症高齢者GH7ヶ所	2,525	認知症高齢者GH9ヶ所	3,600
		小規模多機能型1ヶ所	336	小規模多機能型1ヶ所	321	小規模多機能型1ヶ所	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	「標準項目を満たしている」と評価された率（区立）	96.3%	100.0%	99.1%			事業評価で「標準項目を満たしている」と評価された項目数/全体の項目数
	「標準項目を満たしている」と評価された率（民間立）	79.3%	78.8%	96.0%			事業評価で「標準項目を満たしている」と評価された項目数/全体の項目数
	評価受審施設数（区立高齢者・障害者施設）	8(20)	1(20)	18(20)			評価を受審した施設の数（ ）内は全施設数
	評価受審施設数（民間立施設）	5	8	8			評価を受審した民間立施設（認知症高齢者GH・小規模多機能型）への補助金交付件数

問題点・課題 （指標分析）	平成15年度より区立施設が先行して評価を受審してきたが、民間立施設においてはいまだに評価に対する抵抗感が強い。
	（実施 22 区 未実施 0 区） 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、重症心身障害児施設については23区全区が実施している。（東京都福祉サービス推進機構年次報告平成21年度版）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者制度が導入された施設の評価結果と、導入前の同施設の評価結果とを比べ、指定管理者制度導入によるサービス内容の変化を把握する。	指定管理者選定時の参考資料とする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

状況（要旨）	平成15年2定	区立・民間立施設の第三者評価実施状況について
	平成15年2定	第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて
	平成15年1定	第三者評価の早期実施について
	平成14年4定	第三者評価の検討状況について

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美	
		担当者名	小川 倫弘	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）		首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費（01-11-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠 法令等	荒川区地域貢献型研究事業支援補助金交付要綱		
終期設定	有 無	21 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	首都大学東京健康福祉学部が行う、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資する地域貢献型研究事業に対して、区が支援することにより、区民の福祉の向上に資するものとする。					
対象者等	首都大学東京健康福祉学部					
内容	1 研究の推薦 首都大学東京健康福祉学部長は、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資するものとして認定した研究事業を区長に推薦する。 2 決定 推薦された研究について、区長がその内容を審査のうえ、補助対象事業として決定する。					
経過	20年度研究内容（100万円×2事業、50万円×2事業） 1 地域支援事業で実施されている転倒予防教室でのリスク管理の検討 2 頭痛・肩こり改善を目的とした頸部深部筋トレーニング装置開発 3 地域在住高齢者向け予防的健康増進プログラム「荒川区65歳大学」の効果研究 4 育児中の母子に対する防災意識の向上と防災体制の整備に関する研究 21年度研究内容（75万円×4事業） 1 頸部深部筋トレーニング装置の商品化モデル開発 2 荒川区介護予防事業「おげんきランチ・荒川ころばん体操」の研究 3 O脚・X脚矯正のための健康器具開発 4 地域在住高齢者向け予防的健康増進プログラム「荒川区65歳大学」と「只見町65歳大学」の比較検討 22年度 廃止					
必要性	他の大学への補助金との調整もあり、産業経済部で所管する「地域課題解決型研究助成」と整理のうえ、22年度で廃止となった。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 首都大学東京健康福祉学部長が推薦した研究を、区長が審査し、補助対象事業として決定していた。					

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額				3,000	3,000		
	決算額(23年度は見込み)				3,000	3,000		
	人件費等				847	847		
	減価償却費							
	【事務分担量】(%)				10	10		
	合計(+ +)	0	0	0	3,847	3,847	0	0
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	3,847	3,847	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件数				4件	4件		

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	補助対象事業件数	4件	4件				補助対象事業の件数

（問題点・課題）	他の大学への補助金との調整もあり、産業経済部で所管する「地域課題解決型研究助成」と整理のうえ、22年度で廃止とする。
実施状況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	他の大学への補助金との調整もあり、産業経済部で所管する「地域課題解決型研究助成」と整理のうえ、22年度で廃止となった。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	小川 倫弘	内線	2611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費				
事務事業の種類	新規事業（23年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	老人福祉法20条の8・介護保険法117条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に今後、区が取組む高齢者施策を体系的に計画する。				
対象者等	高齢者実態調査対象者（第5期プラン策定時） 65歳以上の高齢者 8,500人（各日常生活圏域1,700人×5圏域） 要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載				
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」を、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が3年に1度改定することとなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 平成23年度は、計画の対象期間が平成24年度から26年度までの第5期荒川区高齢者プランを策定する。				
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）			
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）		
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）		
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 高齢者実態調査ほか各種調査の実施・集計・分析や、分析結果に基づく介護保険サービス量の推計、保険料の算定のための財政分析、プランの方向性の検討・提案など、プラン策定支援について委託する。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	3,175			3,020			8,378
	決算額（23年度は見込み）	2,195			2,923			8,378
	人件費等	4,310			2,965			
	減価償却費							
	【事務分担量】（%）	50			35			
	合計（+ +）	6,505	0	0	5,888	0	0	8,378
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	6,505	0	0	5,888	0	0	8,378	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算見込）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費		0		0	調査用消耗品	20
	委託料		0		0	高齢者生活状況調査委託	8,358

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	送付数	4,000	-	-	8,500	-	
	回答数	2,556	-	-	-	-	
	回答率	63.9%	-	-	-	-	

（問題点・課題分析）	<p>区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
第5期荒川区高齢者保健福祉計画の進捗状況、進行管理等を徹底する。	第5期計画の適正な執行を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	重点的に推進	20年度に第4期（21～23年度）の計画を策定した（計画策定は3年に1度）。23年度には第5期（24～26年度）計画を策定する。

議会議決要旨	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	法人立特別養護老人ホーム整備事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	法人立特別養護老人ホーム整備事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 23年度 ○ 22年度） ● 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	特別養護老人ホームの入所待機者の減少等を図るため、特別養護老人ホームを建設・運営する社会福祉法人を誘致し、その建設用地として区有地貸し付け、特別養護老人ホームを整備する。				
対象者等	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、特別養護老人ホームの運営について一定の実績があり、また、施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されており、かつ、その後も継続的・安定的な事業の運営が見込まれるもの				
内容	設置場所	住所	南千住 南千住六丁目67番8号 (旧荒川区リサイクルセンター用地)	町屋 町屋七丁目1905番6 (ホクヨープライウッド跡地の一部)	
		面積	1922.65㎡ (準工業地域、特別工業地区) (建ぺい率90%、容積率300%)	4006.38㎡ (工業地域) (建ぺい率70%、容積率200%)	
	整備法人	名称	社会福祉法人 三幸福社会	社会福祉法人 エンゼル福祉会	
		所在地 選定経過	東京都葛飾区青戸八丁目18番13号 公募により14法人から選定	埼玉県越谷市川柳町三丁目60番1 公募により13法人から選定	
	施設内容	規模	地上6階建・延床面積5603.89㎡	地上5階建・延床面積約8008.5㎡	
		定員	ユニット型80名、多床室20名、ショート10名	ユニット型100名、多床室40名、ショート20名	
スケジュール (予定含む)	平成21年4月整備事業者の決定 平成21年6～12月 既存建物除却等 平成22年11月 定期借地権設定契約 平成23年1月 工事着工 平成23年度中 開設予定		平成22年5月整備事業者の決定 平成22年10月整備用地の取得 平成23年9月 定期借地権設定契約 平成23年度中 工事着工 平成24年度中 開設予定		
経過	○特別養護老人ホーム設置状況 ・区立：グリーンハイム荒川(定員100名、ショート10名：元年4月)、サンハイム荒川(定員56名、ショート12名：7年2月)、花の木ハイム荒川(定員50名、ショート6名：11年4月) ・法人立：信愛のぞみの郷(定員62名、ショート4名：6年4月)、さくら館(定員80名、ショート8名：16年5月)				
必要性	平成23年5月末現在、特別養護老人ホーム入所待機者数は745名（うち要介護4、5で在宅もしくは介護療養型施設に入所している方が205名）となっており、この減少が喫緊の課題となっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				
	南千住は平成23年度内開設を目標に工事中。 町屋は優先交渉権者に用地を貸付け、都補助の内示後、23年度内に建設工事に着工する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額				3,100	94,640	928,474	714,328	
①決算額(23年度は見込み)				3,035	86,990	925,706	714,328	
②人件費等				3,303	3,339	3,750		
③減価償却費						1,249		
【事務分担当】(%)				39	41	43		
合計(①+②+③)	0	0	0	6,338	90,329	930,705	714,328	
国(特定財源)								
都(特定財源)						17,737	182,263	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	6,338	90,329	912,968	532,065	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	整備施設数				1施設 100名	2施設 240名	2施設 240名	2施設 240名

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	選定委員会報償費等	740	選定委員会報償費等	326		
	食糧費	選定委員会食糧費	2	選定委員会食糧費	5		
	一般需用費					消耗品費	25
	役務費	不動産鑑定調査	147	不動産鑑定調査	84		
	工事請負費	建物除却等	86,100				
	委託料					草刈業務委託等	278
	公有財産購入費			特養用地取得費	889,817		
	負担金補助・交付金			施設整備費等補助	35,475	施設整備費等補助	714,025

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
①	特養入所待機者数(3月末現在)	201	202	212	160	30	要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設の入所者数
②							23年度開業時は入所率5割を想定
③							

(問題点・課題分析)	南千住六丁目及び町屋七丁目に開設を予定している施設2ヶ所（定員240名程度）により、必要度の高い入所待機者の解消は概ね可能であるが、依然として多くの入所待機者が存在することから、地域密着型サービスも含めた、他の施設整備も検討する必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	入所待機者の減少に向け、特別養護老人ホームに限らず、グループホーム等他の施設整備を推進する。	入所待機者を減少することができる。
②	施設整備工事や、開業後の運営にかかる業務(食材、理容、清掃等)について、積極的に区内業者を活用するよう推進する。	区内産業の振興。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	特別養護老人ホームの入所待機者の減少等は喫緊の課題となっており、早急に取り組むべき事業である。

議会議況(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 18年決算特別委員会 ○ 19年第4回定例会 ○ 20年第1回定例会 ○ 22年第2回定例会 	新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について 看取り・胃ろうへの対応及びショートステイの拡充について
----------	---	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム 建設費補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美																																																																								
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618																																																																								
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費（01-10-01）																																																																												
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業																																																																									
開始年度	昭和	平成	7年度と10年度	根拠 法令等	区外法人立特養建設助成の実施方法（1回目実施）、区外法人立特養整備費補助要綱（2回目実施）																																																																								
終期設定	有	無	27年度と29年度																																																																										
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分																																																																								
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]																																																																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																																																											
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]																																																																											
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。																																																																												
対象者等	荒川区外に設置された優良な特別養護老人ホームへの区民の入所について、区と協定を締結した社会福祉法人																																																																												
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 （1回目実施）平成 7～27年度、6法人6施設30床...下記 （2回目実施）平成10～29年度、6法人6施設33床...下記 } 合計12施設63床																																																																												
経過	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第二徳寿園（浄栄会）</td> <td style="width: 10%;">5床</td> <td style="width: 15%;">補助総額/36,000,000</td> <td style="width: 15%;">単価/7,200,000</td> <td style="width: 10%;">単年度額/</td> <td style="width: 20%;">900,000</td> </tr> <tr> <td>ひらお苑（平尾会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/20,920,000</td> <td>単価/4,184,000</td> <td>単年度額/</td> <td>523,000</td> </tr> <tr> <td>日の出ホーム（芳洋会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/27,060,000</td> <td>単価/5,412,000</td> <td>単年度額/</td> <td>676,500</td> </tr> <tr> <td>草花苑（溪流会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/33,555,000</td> <td>単価/6,711,000</td> <td>単年度額/</td> <td>838,875</td> </tr> <tr> <td>杜の園（七日会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,500,000</td> <td>単価/6,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>812,500</td> </tr> <tr> <td>みずほ園（常盤会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,425,000</td> <td>単価/6,485,000</td> <td>単年度額/</td> <td>810,625</td> </tr> <tr> <td>すずうらホーム（清遊の家）</td> <td>3床</td> <td>補助総額/20,426,000</td> <td>単価/6,808,737</td> <td>単年度額/</td> <td>1,021,000</td> </tr> <tr> <td>良友園（瑞仁会）</td> <td>8床</td> <td>補助総額/28,000,000</td> <td>単価/3,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>神明園（豊鶴会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/28,500,000</td> <td>単価/5,700,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,425,000</td> </tr> <tr> <td>福楽園（豊生会）</td> <td>7床</td> <td>補助総額/5,000,000</td> <td>単価/5,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/30,000,000</td> <td>単価/6,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>愛全園（同胞互助会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/26,182,000</td> <td>単価/5,236,536</td> <td>単年度額/</td> <td>1,309,000</td> </tr> </table>					第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	単価/7,200,000	単年度額/	900,000	ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	単価/4,184,000	単年度額/	523,000	日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	単価/5,412,000	単年度額/	676,500	草花苑（溪流会）	5床	補助総額/33,555,000	単価/6,711,000	単年度額/	838,875	杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	単価/6,500,000	単年度額/	812,500	みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	単価/6,485,000	単年度額/	810,625	すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000	良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000	神明園（豊鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000	福楽園（豊生会）	7床	補助総額/5,000,000	単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000	越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）	5床	補助総額/30,000,000	単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000	愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000
第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	単価/7,200,000	単年度額/	900,000																																																																								
ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	単価/4,184,000	単年度額/	523,000																																																																								
日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	単価/5,412,000	単年度額/	676,500																																																																								
草花苑（溪流会）	5床	補助総額/33,555,000	単価/6,711,000	単年度額/	838,875																																																																								
杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	単価/6,500,000	単年度額/	812,500																																																																								
みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	単価/6,485,000	単年度額/	810,625																																																																								
すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000																																																																								
良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000																																																																								
神明園（豊鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000																																																																								
福楽園（豊生会）	7床	補助総額/5,000,000	単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000																																																																								
越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）	5床	補助総額/30,000,000	単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000																																																																								
愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000																																																																								
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。																																																																												
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （1回目） 補助総額の半額を各事業年度（平成7・8年度）の事業の出来高に応じて補助し、残りの半額を平成8年度から20年間の分割により補助する。 （2回目以降） 補助総額を20年間の分割により補助する。																																																																												

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	
決算額（23年度は見込み）	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	
人件費等	517	598	598	678	244	262		
減価償却費						87		
【事務分担量】（%）	6	7	7	8	3	3		
合計（+ +）	13,484	13,565	13,565	13,645	13,211	13,316	12,967	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,484	13,565	13,565	13,645	13,211	13,316	12,967	
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	確保ベッド数（床）	63	63	63	63	63	63	63
	入所者数（延べ人数）	73	69	88	75	90	90	90
								見込み

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
負担金補助及び交付金	平成8～27年度		4,562	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562
	平成10年～29年度		8,405	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用率（％）	119	142.9	142.9	142.9	142.9	入所者数/確保ベッド数
					見込み		

（問題点・課題）	<p>介護保険制度の導入に伴い、施設整備費補助に基づく区民の入所枠の確保については、今後施設と継続について協議していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>未実施は、港区、足立区、江戸川区。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
20年間の分割補助が、平成27年度と29年度に完了するが、引続き区民の入所が確保できるよう各施設と協議していく必要がある。	高齢者が安心して日常生活を営むために、必要な介護等を提供する場が確保できることにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム建設費助成	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	嶋林 隆彦	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	養護老人ホーム建設助成費（01 - 15 - 01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 23年度 22年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	13 年度	根拠法令等	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱
終期設定	有	無	32 年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会				
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床 - 荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>〔施設概要〕（住所）荒川区南千住3 - 5 - 13（敷地面積）724.80㎡（述べ床面積）1704.52㎡ （構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床 （荒川区枠11床 + 地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p>〔補助金額〕（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円 （補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>				
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>				
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成13年度 一時金 5,680千円（補助金総額33,000千円 - 年賦額総額27,320千円） + 年賦金1,366千円（法人借入金136,600千円×2/10÷20年） = 7,046千円 平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年 = 25,954千円 合 計 33,000千円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
決算額（23年度は見込み）	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
人件費等	517	598	598	678	244	262		
減価償却費						87		
【事務分担量】（%）	6	7	7	8	3	3		
合計（ + + ）	1,883	1,964	1,964	2,044	1,610	1,715	1,366	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,883	1,964	1,964	2,044	1,610	1,715	1,366	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	確保ベッド数(床)	17	17	17	17	17	17	17
	荒川区分措置者数(人)	17	17	17	17	17	17	17

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	平成13～32年度		1,366	平成13～32年度	1,366	平成13～32年度	1,366
	借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20		借入額×按分率÷20	
	136600000×2/10÷20			136600000×2/10÷20		136600000×2/10÷20	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用率（％）	100	100	100	100	100	措置者数/確保ベッド数

（問題点・課題）	<p>・養護老人ホーム入所者の選定に際しては、台東区との十分な協議が必要となる。 （入所については、高齢者福祉課が事務を所管している。）</p>
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>台東区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	嶋林 隆彦	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	区立特別養護老人ホーム経営支援補助（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	区立特別養護老人ホームは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。このような状況下、法人立の特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設のため補助対象外となっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。				
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）				
内容	<p>1 交付対象経費及び算定基準 （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用） 基本分 2,948,000円（年額） 平成22年度まで3,275,000円だったが、都制度の見直しを勘案し23年度から変更。 定員加算 @2,700×入所定員×12月 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12月</p> <p>2 補助率 1/2</p> <p>3 交付見込額（平成23年度） グリーンハイム荒川 3,094,000円 サンハイム荒川 8,921,000円 花の木ハイム荒川 8,824,000円</p>				
経過	<p>14年度まで 区委託料で、区立施設として運営</p> <p>15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営</p> <p>16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営</p> <p>19年度から 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営</p>				
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額				21,330	21,330	21,330	20,840	
決算額(23年度は見込み)				21,328	21,328	21,328	20,840	
人件費等				1,101	244	262		
減価償却費						87		
【事務分担量】（%）				13	3	3		
合計（+ +）	0	0	0	22,429	21,572	21,590	20,840	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	22,429	21,572	21,590	20,840	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	補助対象施設数				3施設	3施設	3施設	3施設

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	21,328	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	21,328	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	20,840

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績
標							

（問題点・課題 指標分析）	<p>本件補助については、既述のとおり一定の必要性から実施するものであるが、効率的な施設運営等を目的として利用料金制の指定管理者制度を導入しており、今後、介護報酬の見直し等の動向を踏まえながら、適宜、事業内容の見直しを検討していく。</p>
	<p>他区の実況 （実施区 未実施区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>介護報酬の改定による施設運営の動向を踏まえながら、事業内容の検討を行う。</p>	<p>適切な利用者サービスを図ることができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>特別養護老人ホームは、介護報酬や従事職員の処遇など課題が多く、区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、積極的に支援していく必要がある。</p>

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームおよび在宅高齢者 通所サービスセンター管理運営費	部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 角田 那緒子	課長名 内線	古瀬 清美 2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01 - 15 - 01）、高齢者福祉施設費・営繕費（01 - 15 - 02）、家族介護支援事業費（01 - 02 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	6 年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。 (S C)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。				
対象者等	(特養・S C) 介護保険法で定める利用基準に該当する者 (特養)家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 (特養)寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	(特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること (特養)要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関すること (特養)診療の補助、看護、保健衛生に関すること (特養・S C)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること (特養・S C)身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること (特養・S C)健康管理に関すること (特養・S C)趣味・いきがい活動に関すること (S C)自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること (S C)送迎・入浴サービスの提供に関すること (S C)利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること				
経過	全ての施設とも、開業時より現在の社会福祉法人へ委託。 12年度から、デイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された者については「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から、介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。 16年度から、特養とS C併設の3施設(グリーンハイム、花の木ハイム、サンハイム)は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 18年度から、S C単独の6施設(町屋、西日暮里、南千住中部、荒川東部、西尾久西部、東日暮里)は指定管理者方式を導入した。 19年度から、特養とS C併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 〔区依頼事項：カッコ内()は23年度予算額(千円)〕 防災備蓄(2700千円)、建築物等定期点検(932千円)、利用者負担軽減(780千円)、地域交流事業(450千円)、ボランティア育成事業(450千円)、多目的ホール管理費(8596千円)。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	46,172	69,669	141,044	88,746	67,961	58,191	38,890	
決算額(23年度は見込み)	39,873	59,496	126,162	68,447	47,272	42,493	38,890	
人件費等	16,119	12,383	15,279	15,584	11,561	11,336		
減価償却費						3,781		
【事務分担量】(%)	187	145	179	184	142	130		
合計(+ +)	55,992	71,879	141,441	84,031	58,833	57,610	38,890	
国(特定財源)	233	425	434	656	422	336	648	
都(特定財源)	113	241	218	328	211	168	324	
その他(特定財源)	249	486	419	328	211	168	324	
一般財源	55,397	70,727	140,370	82,719	57,989	56,938	37,594	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	特養入所定員数	264	348	348	348	348	348	448
	通所介護延べ利用回数	91,987	101,132	104,437	104,682	106,305	109,176	110,000
	ショートステイ延べ利用人数	12,628	12,577	12,559	12,945	13,541	13,051	13,500

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					指定管理審査委員会	253
	食料費					指定管理審査委員会	4
	消耗品費			AEDパドル・バッテリー	905	AEDパドル	142
	委託料	区委託事業	12,243	区委託事業	12,626	区委託事業	13,996
		家族介護教室	1,041	家族介護教室	840	家族介護教室	1,620
	負担金及び交付金	南千住中部防災センター一部負担金	464	南千住中部防災センター一部負担金	464	南千住中部防災センター一部負担金	589
	工事請負費	グリーンハイム浴室改修ほか	20,420	サンハイム食堂・談話室改修ほか	27,657	西尾久西部SC給水・給湯管改修ほか	15,744
	備品購入費	グリーンハイム機械浴槽	13,104			荒川東部SC入浴リフト	6,542

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	特養入所待機者数(3月末現在)	201人	202人	212人	160人	30人	新規特養開設のため
	特養入所定員数	348人	348人	348人	448人	588人	新規特養開設のため
	サービスセンター利用定員数(一般デイ)	410人	410人	410人	410人	410人	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携し、今後も、時代の変化や利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・具体的には胃ろうや看取りへの対応、より利用しやすいショートステイのあり方、区委託事項の内容等で、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
胃ろうや看取りへの対応や、ショートステイの拡充、デイの時間延長等について指定管理者と協議し検討していく。そのために、施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
食材などについて、より一層積極的に区内業者を活用するよう推進する。	区内産業の振興。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	施設・設備の老朽化、また大規模災害への対策が求められており、大規模修繕を順次進めていく必要がある。

(要質問状)	<ul style="list-style-type: none"> 17年二定 17年三定 18年二定 19年三定 20年四定 22年二定 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の視点によるショートステイ等の自治体間の交流について 利用者負担軽減措置の継続について 介護保険改定に伴う施設の減収の実態調査について 特養の待機者解消について 特養の労働条件と賃金底上げについて 看取り・胃ろうへの対応及びショートステイの拡充について
--------	--	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美																								
		担当者名	角田 那緒子	内線	2618																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	高齢者福祉施設費・貸付金（01-16-03）																												
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業																									
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金要綱																								
終期設定	有	無	年度	法令等																									
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																											
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]																											
目的	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホーム等の運営等に要する経費の一部を貸し付けることにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。																												
対象者等	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者（社会福祉法人）																												
内容	<p>1 貸付額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度実績</th> <th>平成23年度実績（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>59,000千円</td> <td>59,000千円</td> </tr> <tr> <td>在宅高齢者通所サービスセンター</td> <td>8,000千円</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td> " 南千住中部SC</td> <td>6,000千円</td> <td>6,000千円</td> </tr> <tr> <td> " 町屋SC</td> <td>8,000千円</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td> " 西日暮里SC</td> <td>8,000千円</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td> " 荒川東部SC</td> <td>9,000千円</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>98,000千円</td> <td>92,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸付期間、貸付利率 4月1日から翌年3月31日までの1年間、無利子とする。</p>						平成22年度実績	平成23年度実績（見込）	特別養護老人ホーム	59,000千円	59,000千円	在宅高齢者通所サービスセンター	8,000千円	8,000千円	" 南千住中部SC	6,000千円	6,000千円	" 町屋SC	8,000千円	8,000千円	" 西日暮里SC	8,000千円	8,000千円	" 荒川東部SC	9,000千円	3,000千円	計	98,000千円	92,000千円
	平成22年度実績	平成23年度実績（見込）																											
特別養護老人ホーム	59,000千円	59,000千円																											
在宅高齢者通所サービスセンター	8,000千円	8,000千円																											
" 南千住中部SC	6,000千円	6,000千円																											
" 町屋SC	8,000千円	8,000千円																											
" 西日暮里SC	8,000千円	8,000千円																											
" 荒川東部SC	9,000千円	3,000千円																											
計	98,000千円	92,000千円																											
経過	15年4月に、委託料による運営から介護保険収入による運営に切り替えた際、法人に介護保険収入が入金される2か月間の資金繰りのために、本来区の歳入とすべき15年2月、3月分の介護保険収入を「預り金」として、法人に貸し付けた。18年度外部監査の指摘を踏まえ、「預り金」については19年度末に廃止し、区の歳入として受入れ、20年度から貸付金として実施した。																												
必要性	介護保険収入による運営に切り替えてから8年が経過しており、指定管理者と協議の上、是非の検討が必要である。																												
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																												

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額				213,000	213,000	116,870	107,000	
決算額（23年度は見込み）				98,180	112,180	98,000	92,000	
人件費等				762	244	262		
減価償却費						87		
【事務分担量】（%）				9	3	3		
合計（ + + ）	0	0	0	98,942	112,424	98,349	92,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）				98,180	112,180	98,000	92,000	
一般財源	0	0	0	762	244	349	0	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
貸付実施施設数	-	-	-	6施設	7施設	6施設	6施設	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		貸付金	高齢者福祉施設貸付金	112,180	高齢者福祉施設貸付金	98,000	高齢者福祉施設貸付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	貸付施設数（件）	6	7	6	6	0	

（問題点・課題）	<p>・貸付金については、「預り金」制度廃止の代替措置として実施してきており、今後、介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営に与える影響を踏まえながら、制度の継続について検討していく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営にどのような影響を与えるのかを踏まえ、制度の継続の必要性を検討する。	安定的な施設運営及び利用者サービスの維持・向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	改善・見直し	規模縮小を検討する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	都市型軽費老人ホーム整備促進事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬 清美
		担当者名	嶋林 隆彦	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	都市型軽費老人ホーム整備促進事業（01 - 16 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠法令等	老人福祉法
終期設定	有	無	24年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	低所得の高齢者が、住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。				
対象者等	荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者。 区は、都や国の補助金を活用(10/10補助)し、施設を整備する事業者に整備費を補助する。				
内容	入所対象者：身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な、60歳以上の高齢者。 施設の概要：定員20人以下。個室面積7.43平米。食堂や浴室、宿直室等を設置。施設長・生活相談員1人(兼務可)。 利用料：月11万円程度 生活保護受給者が利用できる程度。 設置可能地域：23区、武蔵野市、三鷹市の一部。 整備費補助： 創設・買取・・・@3,000千円×定員数 改修 ・・・@2,100千円×定員数				
経過	平成22年4月 厚生労働省省令改正 従来の軽費老人ホームについて基準緩和を行い、都市型軽費老人ホームが設置可能となる。 平成22年6月 従来の国の補助金に加え、都の整備費補助事業が22年度から24年度までの3カ年を整備期間として開始される。 平成23年1月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定				
必要性	低所得の高齢者が、住みなれた地域で安心・安全に暮らせる施設を早期に整備する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 22年度整備中の計画 整備事業者：有限会社 虹企画 運営事業者：東京ほくと医療生活協同組合 予定地：西尾久8-13-9(216.89平米、約66坪) 施設計画：定員9人、別途、通所介護20人、居宅介護支援事業所、訪看ステーションを併設。鉄筋コンクリート造4階建。 22年度中の予定：着工2月中旬。3月末までの出来高予定1%。 補助予定額3,000千円×9人×1%=270千円(22年度出来高)。 補正予算対応				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額						270	194,730
	決算額(23年度は見込み)						270	194,730
	人件費等						872	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】(%)						10	
	合計(+ +)	0	0	0	0	0	1,433	194,730
	国(特定財源)							
	都(特定財源)						270	194,730
	その他(特定財源)							
一般財源	0	0	0	0	0	1,163	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	施設数							4
	定員(人)							58

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			都市型軽費老人ホーム整備	270	都市型軽費老人ホーム整備	194,730

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	施設数				3	5	想定施設数
					見込み	見込み	

（問題点・課題）	<p>都市型軽費老人ホーム整備促進事業は新規事業であり、かつ都の整備促進事業は3年間の予定であるため、国及び都の補助制度の動向に留意し、対象事業者の把握、区の予算執行の可否などを速やかに判断する必要がある。</p> <p>地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備量、区の予算などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>なお、22年度内に着工実績がある区は、本区のほかは、足立、江東、世田谷の3区のみ。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設へ入所する入所者調整の考え方を至急整備する必要がある。	入所者の入所者調整を合理的かつ効果的に行うことにより、入居待機者を効率的に受け入れ、施設の利用を促進することで、安定的な運営に資する。
都市型軽費老人ホーム整備促進事業は新規事業であり、かつ都の整備促進事業は3年間の予定であるため、国及び都の補助制度の動向に留意し、対象事業者の把握、区の予算執行の可否などを速やかに判断する必要がある。	より効果的な補助事業を実施することにより、優良かつ積極的な事業者の参入を促進する。
地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備量、区の予算などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。	区内に必要な都市型軽費老人ホームがバランス良く整備される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	低所得の高齢者が、住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう、入所施設の整備を促進する必要がある。

議会議決要旨	22年四定 都市型軽費老人ホームと生活保護対象者の入居の考え方について
--------	-------------------------------------